平成２３年（フ）第２２号
山口県岩国市藤生町１丁目22番14号
債務者　芦浦　榮子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第２５号
山口県岩国市周東町上久原2355番地16
債務者　小田　佳克
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第２９号
山口県岩国市由宇町北４丁目12番22号
債務者　朝倉　宏治
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第４９号
佐賀県佐賀市水ヶ江３丁目８番３号
債務者　本庄　成年
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２３８号
埼玉県川口市芝４丁目28番13号　第４堀代マンション101号
債務者　五十嵐由佳梨
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第３１９号
さいたま市大宮区上小町1225番地１　フジヤハイツ102号
債務者　ロペスイラガン，ルビネル(旧姓藤山)
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第３８２号
さいたま市浦和区駒場１丁目27番15号　コーポミカミＡ、旧住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎１丁目38番10号
債務者　内藤　　保
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第４３１号
さいたま市岩槻区加倉２丁目２番４号
債務者　小久保嘉子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第４５７号
さいたま市岩槻区加倉１丁目23番36号
債務者　塩海　通子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第４８１号
さいたま市中央区八王子３丁目30番５号　コーポアルド202
債務者　長岡　雅美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第５２０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２－９－403
債務者　武川真弓美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第５２８号
埼玉県桶川市泉２丁目３番11号
債務者　小寺　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第５６号
新潟県小千谷市大字千谷甲65番地５　グリーンハイツ６号
債務者　関　　英之
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２３年（フ）第７１号
新潟県十日町市下条３丁目563番地
債務者　大渕エデナ
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２３年（フ）第７３号
新潟県柏崎市大字新道7113番地
債務者　反町　順子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２３年（フ）第１８４号
北九州市八幡西区藤原２丁目12番19号　清風荘105号
債務者　信岡　義彦
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第１９４号
北九州市小倉北区吉野町10番22―405号
債務者　帆足香代子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２０８号
北九州市八幡東区川淵町14番９号
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部